

令和6年度第4回印西クリーンセンター環境委員会

会議録

- 1 期 日 令和7年3月1日(土) 午前10時から12時まで
2 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3 委員出欠状況

☆甲(9名中 9名出席)

- | | | | |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 1 組合 事務局長 | 伊藤 章 | 6 次期施設推進室室長 | 国友 栄一 |
| 2 組合 庶務課長 | 山崎 昌志 | 7 印西市クリーン推進課長 | 根本 健吾 |
| 3 印西CC 工場長 | 塩崎 一郎 | 8 白井市環境課長 | 鈴木 陽介 |
| 4 印西CC 業務班 副主幹 | 岩井 一宏 | 9 栄町経済環境課 副参事 | 猪瀬 泰志 |
| 5 印西CC 施設班 主査 | 赤城 英之 | | |

☆乙(24名中 14名出席)

- | | | | |
|---------------|-----|----------------------|-----|
| 1 小倉町内会 | ○欠席 | 15 小倉台7ビック21自治会 | 不在 |
| 2 牧の木戸一丁目自治会 | ●出席 | 16 ファーストスクエア小倉台団地自治会 | ●出席 |
| 3 木刈三丁目町内会 | ○欠席 | 17 セントスクエア小倉台団地自治会 | 不在 |
| 4 木刈四丁目自治会 | ●出席 | 18 サードスクエア小倉台団地自治会 | ●出席 |
| 5 木刈五丁目自治会 | ●出席 | 19 原山西町内会 | 不在 |
| 6 内野町内会 | 不在 | 20 木刈一丁目町内会 | ○欠席 |
| 7 内野西団地自治会 | ●出席 | 21 ネオックス自治会 | ○欠席 |
| 8 内野東団地自治会 | ●出席 | 22 高花二丁目北自治会 | ○欠席 |
| 9 内野中央団地自治会 | ●出席 | 23 桜台4番街自治会 | ●出席 |
| 10 内野南第二団地町内会 | ●出席 | 24 桜台6番街団地自治会 | ○欠席 |
| 11 原山レジデンス自治会 | ○欠席 | 25 ガーデンハウス木刈自治会 | ●出席 |
| 12 原山町内会 | ●出席 | 26 大塚三丁目町内会 | ●出席 |
| 13 高花一丁目自治会 | ○欠席 | 27 コロネード原山町内会 | ○欠席 |
| 14 高花四丁目町内会 | ○欠席 | 28 原山花の丘自治会 | ●出席 |

☆傍聴者 0名 ☆事務局 3名

会議次第

1 開会

配布資料確認の前に事務局から委員の皆様へ報告をさせていただきます。

【事務局からの連絡事項 令和6年12月27日に発生した火災事故について】

【組合 事務局長から】

日頃より印西クリーンセンターの 事業に対しまして、ご支援・ご協力を賜りまして、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

会議の開催の前に、令和6年12月27日に発生いたしました印西クリーンセンターにおける火災事故につきましてご説明させていただきます。

初めに、本火災事故に伴いまして、市民の皆様、また関係各位におかれましては、ご迷惑と・ご心配をおかけいたしまして、大変申し訳ございませんでした。

本火災の状況ですが、27日の朝、印西クリーンセンター内にごございます「粗大ごみ・不燃ごみ処理施設」において火災が発生し、同施設において甚大な被害が発生したものでございます。

なお、原因につきましては、現在、消防署で調査中ではございますが、廃棄物に混入されたリチウムイオン電池が原因である可能性が高いとのことでございます。

なお、発災から、現在までの「ごみ処理」の状況でございますが、12月27日発災当日につきましては、全てのゴミの受け入れを停止し、消火活動を行い、夕方に鎮火となったものでございます。

翌28日には、相互支援協定に基づき、「燃えるごみ」につきましては、近隣の「船橋市」「柏市」「成田市」の協力の元、収集を再開いたしました。

また、30日には消防署の立ち入り調査の結果、「粗大・不燃ごみ処理施設」以外の施設については 利用可能となり、印西クリーンセンターにて受け入れを再開したものでございます。

併せて、印西クリーンセンターでは処理はできませんが、「燃えないごみ」についても回収を再開いたしました。

なお、粗大ごみにつきましては処理事業者の決定や分別・積込場所の確保等に時間を要したことから、受け入れを 休止させて頂いたところでございます。

この間に、「粗大ごみ」の処理する事業者について、千葉県を通し各市町村等に受け入れについての 照会・問合せをすると共に、民間事業者での処理についても検討をさせて頂きまして、令和7年2月10日より「粗大ごみ」の受け入れに伴う予約を再開したものでございます。

粗大ごみの分別につきましては、仮設にてテニスコートで実施することとしましたので、安全を第一に考えまして 個人での直接搬入につきましては引続き休止させて頂いております。

今後ですが、今まで以上に安全に注意を払いまして操業してまいりますので、皆様方のご理解の程お願いいたしまして、説明とさせていただきます。

今回は大変申し訳ございませんでした。

【組合 工場長から】

今お話しがありました、このたびは皆様方にご心配と、ご不便・ご迷惑をおかけしまして、大変申し訳ございませんでした。

私の方から時系列的にご説明をさせて頂きたいと思えます。

お手持ちの資料44ページ順番が前後して大変恐縮ですが、44ページの資料6こちらに基づきまして今回の火災の説明をさせて頂きたいと思えます。

今回の火災につきましては、発生場所といたしまして、印西クリーンセンターの粗大ごみ・不燃ごみ処理施設から火災が発生しております。発生の時刻といたしましては、昨年、年末の27日午前7時57分ごろ火災が発生しております。同日の午後4時46分に鎮火をしております。火災の原因につきましては、先ほど説明があったところですが、現在消防署におきまして調査中ではございますが、リチウムイオン電池の可能性が高いと考えられております。被害の状況につきましては、人的被害は出ていない状況でございますが、物的被害ということで建物の一部が焼損し粗大ごみ・不燃ごみを処理する破砕機、またベルトコンベヤが使えないような状況が続いております。

この火災に対する対応といたしましては、重複した説明になりますが、27日は組合への可燃ごみ等の搬入を停止させて頂きまして、印西市のごみは船橋市に、白井市のごみについては柏市に、栄町のごみについては成田市に、協議をさせて頂き即日からごみの受入をお願いしている状況です。この状況は28日も同様に受け入れしております。当組合では30日から、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみにつきましては通常通り処理をさせて頂いております。

しかし、不燃ごみについては、火災の被害で破砕機・ベルトコンベヤ等が被害を受けている状況なので、収集の方は通常通り行っておりましたが、ごみについては当組合の方でしばらく保管していた状況が続いております。年を明けて1月6日、各市町も動き出しまして、受け入れ先はもとより運搬、仮置場につきまして、あらゆる方面に打診させて頂きました。現在におきましては、1月27日に受入事業者の方を決定させて頂きまして、茨城県ひたちなか市の方へごみを搬出しております。

仮置場の方は、いろいろ検討しましたが、適切な場所がありませんでしたので、大変恐縮ですが、テニスコートにて処理できるように整備させて頂きました。現在、テニスコートだった場所を仮置場として利用させて頂いております。1月29日に約1か月分の不燃ごみの搬出を行っております。1月31日に組合でストックしておりました粗大ごみをひたちなか市の方へ搬出を行っております。

2月10日まで仮置場ということで、テニスコートの整備をさせて頂きまして、同日より粗大ごみの受付を開始し、12日から粗大ごみの受け入れを開始している状況です。

また、現在、火災によって被害を受けている施設につきましては、処理について調整を図っている状況で、現在のところ何とも言えないような状況が続いています。資料の裏面に処理する手法の決定までや経緯を記載させて頂きました。

千葉県を通じて県内全市町村に対し、協力の協議依頼を出させて頂きました。

その中で不燃ごみについては、市川市が受け入れ可能ということで回答を頂いたところではありますが、市川市にごみを入れるには、秋田県から高知県まである12市町村と事前協議が必要など、諸条件がかなりある状況でした。

また、粗大ごみにつきましても全量が入る市町村は県内になく、その内の木質だけであ

れば柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合で日量4 tだけでしたら受入れ可能という話を頂きました。

しかしながら、組合の方から出るごみ量は、日量平均6 tということで柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合に入れたとしても2 t不足が生じる状況でございます。また諸条件といたしまして、4 tトラックでしか入らない。人力により降ろすことしか出来ないということでしたので、手配は難しいという状況が続いていました。

運搬につきましても、7社の事業者に打診しまして、最終的に2社から了承を頂いたような状況にあります。また、仮置場につきましても、車両への積み込みにつきましても、職員が行う以外方法がなく、委託も打診したのですが、お断りということでした。

その下、②の部分になりますが、併せまして民間企業の方も打診させていただいておりました。こちら2社に打診いたしまして、了承をもらえたのは1者のみでした。この1者というのは、今回契約しましたひたちなか市の事業者であります。

また、テニスコートを仮置場にするにあたりまして、今まで置いていた工場内に粗大ごみ等を置けないかと検討しました。しかし、今までは、工場内の破砕機にかけて絶え間なく処分をしていたため出来ていましたが、これから搬入される全量を置くというのは不可能な状況だということで判断をさせていただきました。

併せまして、民間施設の方で仮置場を置くこと、また中間処理は出来ないかということで打診をしまして、印西市、白井市の事業者にもあたったのですが、これを受け入れてくれるような事業者はありませんでした。そのような結果をもちまして、テニスコートしかないということで、整備をした上で現在のような状況でございます。以上のような経緯で現在、処理をしている状況です。

今後については、施設の方をこれからどうするかというような諸問題を抱えていますので、そちらを検討し対応させて頂ければと考えております。

多大な迷惑をおかけしまして、本当に申し訳ございませんでした。簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

【その他事務局からの連絡事項1】

令和6年12月7日（土）に開催しました第3回環境委員会会議録ですが、3 委員出席状況で12番原山町内会と20番木刈一丁目町内会が欠席になってしまっていますが、出席されておりまして訂正をお願いします。会議録訂正分は、訂正をお願いしますと話していますが、訂正したものの後ほど郵送いたします。申し訳ございませんでした。

【その他事務局からの連絡事項2】

住民側の会議の中で、同意を得られた議事録における氏名の掲示につきましてご報告いたします。

現在の行政機関で行っている行政行為につきましては、自治体が文書で行っている状況です。組合におきましても文書により行っております。組合の文書事務取扱規定では、文書事務の取り扱いについては、処理の事務は明らかにしておかなければならないということが、規定されております。

皆様の同意につきましても署名等を頂いた上で、掲載をさせていただくことが必要と判

断いたしました。

こちらといたしましては、来年度の委員の推薦状を頂く時に、議事録を調整する際の氏名の掲載について同意を得て、掲載をすることを考えております。

住民側委員会議の決定事項を文書的なものが無いという事でしたので、そのような取扱いとさせていただきます。ただ、ここに出席されている皆様の同意があれば今回の会議録に掲載は可能ですので、そのあたりのご意見頂ければと思います。

同意といたしましては、こちらで名簿を作成し、署名欄を設けました。

もしよろしければこのように対応し、今回の議事録から氏名を掲載するか、来年度の新しい委員から同意を得て掲載するという判断をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【質疑応答】

[議長]	来年度からでいいですよ。
[事務局]	よろしいですか。
[乙委員]	はい。
[事務局]	来年度から議事録署名の同意を得て、掲載させていただきます。ありがとうございます。
[乙委員]	同意したくないという人もいると思うのですが、その場合は認められるのですか。
[事務局]	その場合は、氏名を掲載しないで出席という記載になります。
[乙委員]	それを環境委員の選出の届出に明記してほしいと思います。 それをしないと、したしなとなり後でもめたくないの、きちんと明記してほしいです。
[事務局]	はい分かりました。

2 議長選出（乙側委員）

3 議事録署名人の選出

4 議 事

(1) 印西クリーンセンター操業状況について

(2) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告

(3) 自治会からの質問事項の回答について

5 その他

6 閉 会

配布資料

- ・報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・（資料2）
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・（資料3）
- ・自治会側から事前に提出された資料（写）について・・・・・・・・（資料4）

- ・自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・・・(資料5)
- ・印西クリーンセンターにおける火災の発生について・・・・・・・・・・(資料6)

4 議 事

議題(1)【印西クリーンセンター操業状況について】

前回資料の自治会側からの質問事項に対する回答書の訂正をさせていただきます。

前回資料の45ページの中で、後で質問事項に関わってくるところではありますが、質問事項13番「事業系一般廃棄物処理手数料の改訂で令和6年10月1日から270円から310円にプラス消費税に変更されるということで減量効果は見られたか」という質問に対する回答で、事業系一般廃棄物の排出量につきましては、処理手数料が、令和6年10月から改訂しております。事業系ごみ量は10月分で1,208t、訂正箇所が前年同月の量なのですが、記載では1,287tとなっているところですが、正しくは1,187tが正しいです。1,187tであったことから前年比80t減量と記載されておりますが、21t増ということとなっております。それが正しいものとなっております。お詫びして訂正させていただきます。

表一1) 令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況です。

4月から10月までは報告済みとなっておりますので、今回報告するのは網かけとなっている11月分から1月分までとなります。

なお、事前に資料としてお渡ししてあることから、細かい数値の読み上げは行わず、1月までの合計値と前年比をご報告させていただきます。

1月までのごみ搬入量合計は40,202t、前年度と比較しますと359t約0.89%の減、うち事業系ごみの合計は11,348t、前年度と比較しますと13t約0.11%の増となっております。

ごみ焼却量合計は36,425t、前年度と比較しますと1,793t約5.14%の減となっております。

5ページ、6ページにつきましては、ただいまご説明いたしました、ごみ搬入量推移及び1人1日当たりのごみ量を折れ線グラフにあらわしたものとなります。

続いて、環境測定結果をご報告いたします。7ページになります。

表一2)、①排出ガス測定

既に測定結果を報告済みの分も含め、1号炉は令和6年10月21日に、2号炉は令和6年12月5日に、測定を行っており、その結果は全て協定値(水銀に関しては規制値)の範囲内となっております。

続いて、8ページになります。

表一2)、②排出ガス測定(ダイオキシン類)

こちらは、既に報告済みの分も含め、1号炉で令和6年10月22日に、2号炉で令和6年12月23日に測定を行い、その結果は規制値、協定値の範囲内でした。

続いて、同ページ右側に記載の処理飛灰に含まれるダイオキシン類ですが、令和6年11月20日に測定を行っており、その結果は規制値の範囲内となっております。

次に、9ページ。

表一3)、騒音・振動測定

令和6年11月27日～28日測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内となっています。

なお、16ページに当日の気象状況、17ページにそれぞれの測定位置を図示してあります。

次に10ページ。

表一4)、悪臭物質測定

令和6年10月23日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内となっています。

こちらも16ページに当日の気象状況、17ページにそれぞれの測定位置を図示してあります。

次に11ページ。

表一5)、臭気濃度測定、調査測定

既に測定結果を報告済みではありますが、令和6年10月23日に敷地境界、2号炉煙突出口、臭突出口で測定を行い、その結果は全て目標値の範囲内となっています。

次に12ページ。

表一6)、処理水の水質測定

協定書第6条、第8条の規定により、健康被害の生ずる恐れのある10項目を年1回測定するものです。既に測定結果を報告済みではありますが令和6年6月17日に測定を行い、その結果はダイオキシン類を除いた9項目は全て定量下限値未満であり、ダイオキシン類は測定値が0.0026pg-TEQ/lとなっておりま。

次に13ページ。

表一7)、排ガス中の重金属測定

令和6年10月21日に測定を行い、測定結果としましては、ひ素以外の測定項目全てで定量下限値未満でしたが、ひ素は0.035mg/N³となっておりま。

次に14ページ。

表一8)、ごみ質分析の調査結果

直近では令和6年10月28日に測定しましたところ、紙類36.5%、厨芥類4.6%、布類12.1%、草木類18.5%、プラスチック類26.7%、ゴム類0.0%、金属類1.0%、ガラス類0.0%、瀬戸物、砂、石0.0%、その他0.6%、水分48.3%、見掛け比重0.133kg/l、低位発熱量3,068kcal/kgでございました。

・まとめ

極めて簡単ではありますが、測定結果を一言で記載しました。令和6年11月から令和7年1月までの操業状況の報告として各種測定結果について規制値、協定値及び目標値以内で問題はありませんでした。

また、昨年末の印西クリーンセンターの火災では、ご迷惑をおかけいたしまして申し訳

ございませんでした。

火災の原因につきましては、調査中ではありますが、リチウムイオン電池が原因である可能性が高いと考えられております。

今後は、市町とも協力し、より一層ごみの分別を周知するとともに、細心の注意をはらい、処理に努め、このような事故が起きないように、安全操業を目指していきたいと考えております。

【搬入車両数と搬出車両数】

(令和6年4月～令和7年1月搬入車両数)

令和6年4月から令和7年1月までの搬入、搬出の車両台数を報告いたします。

令和6年4月から令和7年1月までの搬入車両の合計が31,965台で、前年度との比較では392台、1.21%の減となっております。搬出車両の合計は1,732台で、前年同時期との比較では、113台、6.12%の減となっております。

搬入車両数と搬出車両数の報告は、以上です。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

次に20ページ、資料の2になります。

焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近の1月で、飛灰が79ベクレル、主灰は14ベクレルでした。

続いて、21ページと23ページまでになります。

空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第1地点は指定廃棄物の一時保管場所の近く、第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の4地点はクリーンセンター敷地境界の東西南北（四隅）に相当する地点ということで、当該各箇所の月平均値を載せています。直近1月の測定平均で一番高いのは、第1地点で0.082マイクロシーベルトでした。グラフの中央部分で平成30年分の横ばい部分については記入を割愛しています。

続きまして24ページになります。

焼却灰の処理状況についてです。放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。令和7年1月末現在の搬出先及び処理量については記載のとおりであります。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は、一時保管を継続しています。令和6年12月末時点での印西地区一般廃棄物最終処分場の現況ですが埋立率が29.98%という状況です。

報告は以上です。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。なければ次に行きます。
------	---

議題（2）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告】

25ページの資料3をご覧頂きたいと思っております。

令和6年度の次期中間処理施設整備事業の事業内容及び進捗状況となっております。2月末時点の進捗となっております。前回から継続して事業を実施しており、2番のアクセス道路の実設計事務については、関係機関との協議の取りまとめ等の関係で、6月の完了予定としております。3番の仮設道路から6番の下水道事業については、3月の完成予定としております。

進捗状況の説明としまして26ページをご覧ください。

令和6年度次期中間処理施設整備事業のスケジュールになります。

アクセス道路の設計業務については、6月の完了を予定しておりますが、その他については、予定通り進捗し3月の完了を予定しています。説明としては以上です。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。
------	------------------------------

議題(3)【自治会からの質問事項の回答について】

自治会から事前に提出されました質問事項、項目について、組合側から順次回答をお願いいたしますが、回答、質疑は11時50分までとさせていただきます。また、質問事項については省略させていただきます。

回答のみ読み上げさせていただきます。回答、質疑、時間内に終えない場合は、自治会側委員の皆様には回答内容を確認していただきまして、ご質問等がありましたら、お手数ですが組合のほうにお問合せ願います。

それでは、1番から順次説明をお願いいたします。

質問1 前回(第3回環境委員会)の組合の回答について

プラスチック資源循環法(プラ新法)の施行に伴い、組合の方針で、「燃やすごみの中の可燃プラスチックを令和10年までに約40%減らす。燃やすごみの中の資源化可能プラスチックを令和10年度までに70%削減する」との目標を掲げ、今年の10月から開始するとしました。それに関して、前回の第3回環境委員会で、小生の質問に組合から回答をいただきましたが、まだ理解が出来ないことがありましたので再度、質問いたします。

①プラ新法の施行に伴い可燃ごみ中の廃プラスチックは、減っていくが、どれくらい減ったか確認できますか。との小生の質問に、組合は、実際に現物で調べることは出来ないのので「排出原単位」で調べるとのこと。組合の「ごみ処理基本計画」を見ると毎年、排出原単位として容器包装プラスチックの回収量も明記されていました。来年度から容器包装プラスチックに加えて再商品化されたプラスチックの量が加算されるので、この量が増えていくということですか。

②再商品化に適したプラスチックは、PE(ポリエチレン)、PP(ポリプロピレン)、PUV(ポリエタン樹脂)、ARS(アルゴン)などで、一定の熱を与えれば、液状になる熱可塑性を有しているものである。反対にPF(フェノール)やPUR(ポリウレタン)のように熱を加えても液化しづらい熱硬化性のものは再生が難しいので、燃やすか、埋立て処分しかないと言われております。組合が、燃やすごみの中から容器包装プラスチックごみと一緒に再商品化するのは、熱可塑性プラスチックのことでいいですか。

- ③燃やすごみの中の可燃プラスチックと燃やすごみの中の資源化可能プラスチックは、どう違いますか。燃やすごみの中の可燃プラスチックと燃やすごみの中の資源化可能プラスチックが重複されてカウントされることはないのですか。
- ④報道によると、2025年1月1日からポリエチレンテレフタレートを主原料とした飲料用ペットボトルを使っているメーカーが、25%以上の再生プラスチックを使用する。2030年には30%以上になると発表しましたが、我々消費者がマークなどでその成果を確認できますか。
- ⑤廃プラスチックは、別な用途で再利用しても最終的に燃やさずに地中に埋設処分すべきだと言う意見があるが、組合は採用しませんか。
- ⑥R100と表示されたプラスチックボトルは、100%再生品で作られており、燃やしてもCO₂排出量が50～60%削減できると言われていますが、100%石油からできるプラスチックボトルと比べて半分くらいしかCO₂が削減できないのは何故ですか。
- ⑦この法律の施行により、燃やすごみの中のプラスチックが削減していきますが、その結果、燃やすごみの低位発熱量が低下します。どれくらい低下するか予想していますか。焼却炉の燃焼に支障をきたすほど低下した場合の対策はありますか。

【回答】

- ①プラスチックの収集量につきましては、製品プラスチックを容器包装プラスチックと混同して収集することから、容器包装プラスチックの収集量は、容器包装プラスチックの資源化率の変動に加え、製品プラスチックの収集量分も増えていくものと考えます。
- ②組合が、燃やすごみの中から容器包装プラスチックと一緒に再商品化するのは、原料であるプラスチックの性状を問わずプラスチック製品を回収いたします。
- ③ごみ処理基本計画での燃やすごみの中の可燃プラスチックは、再商品化できない容器包装プラスチック及び製品プラスチックなどプラスチック全般が含まれています。また、燃やすごみの中の資源化可能プラスチックはリサイクル可能な容器包装プラスチックのことを指しており、重複することはありません。
- ④飲料メーカーが、ポリエチレンテレフタレートを主原料としたPETボトルで販売したものにつきましては、再資源化の分別がしやすいようにPETボトルのリサイクルのマークが記載されています。再生プラスチックを使用した場合の表記につきましても、現在、同様の表記しかないことからマークでの確認は難しいものと考えます。
- ⑤廃プラスチックがどのようなものかは不明ですが、現在、プラスチックの再商品化につきましては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき再資源化を行っており、令和7年10月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき再商品化を行なうこととなります。これらの法律では、分別収集したプラスチックを原材料とするか燃料としての利用することとなっていることから、将来的なところは不明ですが、組合では今後も法律に基づき再商品化を行なっていくものとなります。
- ⑥R100のペットボトルにつきまして、インターネットにより調べたところ、CO₂排出量を50～60%削減できるとの記載がありましたが、燃やすことの記載は確認できませんでした。ペットボトルを生産する際に排出するCO₂の量と思われます。

⑦低位発熱量の低下につきましては予測しておりませんが、法の施行後の燃やすごみの中のプラスチック量は、プラスチック製品の資源化が進むとしましても、プラスチックが増える以前の状態に戻るものと想定しており、焼却炉の燃焼には支障が無いものと考えています。

質問2 新たな質問

①現在のクリーンセンターの横に保管されている焼却灰は放射線濃度が8,000ベクレル/kg 以上あり「指定廃棄物」として国が処理するとして保管されています。現在のクリーンセンターが、4年後停止し、吉田地区にクリーンセンターが稼働すれば、その「指定廃棄物」はどうしますか。このまま保管していれば、現クリーンセンター跡地の有効利用にも支障をきたすことになりませんか。

小生の意見は、以前にも提案したように、現在の「指定廃棄物」は発生からすでに14年もたっており、放射濃度は、時間とともに減衰しており、当時、8,000ベクレル/kg 以上あったのが、かなり低下していると予想されます。その証拠に組合が測った焼却灰の放射性セシウム(セシウム134と137)濃度は、2011年7月に16,000ベクレル/kg だったのがどんどん下がり、令和6年10月には190ベクレル/kg になりました。98.8%もの減量です。

是非、組合で測り、8,000ベクレル/kg を大きく下回っていれば、普通の焼却灰と一緒にので印西地区の埋め立て地に埋めましょう。

②新クリーンセンターへの提案

第3回の委員会で、組合から「クリーンセンターは、ごみを燃やす所なので、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることは出来ない」との回答がありましたが、次の対策をすれば、CO₂ の削減は可能です。

イ. ペロブスカイト太陽電池の採用

ペロブスカイト太陽電池は日本人が発明したもので、原料のヨウ素は千葉県の九十九里の天然ガスからとれるヨウ素で、薄く、軽く、曲げることができるので、いろいろなところで使うことができます。

新クリーンセンターのごみ焼却炉の煙突外壁に使ってみてはどうですか。タンクや、窓ガラスでも設置可能です。是非してください。見学者も増えると思います。

ロ. 通常の太陽電池の採用

建物の屋根にはすべてに従来のシリコン系太陽電池をとりつけましょう。

ハ. もし、可燃ごみの発熱量が低ければ、太陽光発電で作った電気を使って補うことができるかもしれません。

【回答】

①「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)」第19条の規定により、指定廃棄物は、国が保管及び処分をしなければならないと規定されていることから、平成23年7月に測定した結果8,000ベクレル/kg を超えたものは、指定を受けた平成24年9月4日以降、国が保管と処分を行うことになりました。

よって、国が管理している関係上、8,000ベクレル/kg の有無に関係なく、国が保管及び処

分をするものと考えます。

また、令和6年10月の190ベクレル/kgは不明ですが、令和6年10月の160ベクレル/kgであれば、焼却灰の放射性セシウム濃度となり、指定廃棄物とは別物であると思われます。

②イ.ロ.ハ

新クリーンセンターにつきましては、焼却する際に発生する、排熱を利用した高効率発電及び設備を効率良く稼働させる工夫や、省エネ機器の導入による消費電力の削減等により、CO2排出量を最小化し、カーボンニュートラルに貢献する施設建設のため、現在、設計を進めています。今回、提案いただいている、太陽電池につきましては、今後の参考とさせていただきます。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	34ページの2①下の方にまた、令和6年10月の160ベクレル/kgと書いてあるのですが、左側は10月が190ベクレル/kgとなっているのですが、この190ベクレル/kgとはどこから出てきたのですか。
[甲委員]	この資料の20ページをご覧ください。この中で10月の表示としまして主灰と飛灰を足すと190なのですが、その他で190という数字が見つからなかったもので、飛灰のことを言っているのかと判断しまして160という回答とさせていただいたところでございます。
[乙委員]	ありがとうございます。よく分かりました。あともう一つは、このページの上の、半分になってしまっていますが、プラスチックを燃やさないことによって、燃えるごみの焼却効率が落ちるのではないかと心配していて、この文言から見るといまいわからなかったのですが、実際に燃焼効率は問題ないのですか。足りなくなったときは油を入れると言っていませんでしたか。
[甲委員]	担当課で確認しましたところ、今のごみ量につきましては、近代化が進みプラスチックが多くなってきたということで、このクリーンセンターの建設が昭和61年なのですが、その時よりもプラスチックが多くなってきている状況であります。プラスチックが減ったとしても、その状況にもどるといふことしかないのではないかという考えから、このような回答とさせていただいております。以上です。
[乙委員]	素人考えだとプラスチック黄色い袋に入れているやつ、一緒に燃やしてではないですか。 燃やしてないのですね。では、水色の袋だけを燃やしていて黄色い袋はどこに行っているのですか。
[甲委員]	黄色い袋はクリーンセンターではなく中間処理施設で一旦集められて、容器包装プラスチックが中に入っていますので、容器包装プラスチックをまとめて落札された業者に引渡されています。その入札制度は日本容器包装リサイクル協会というところがありますので、そこに入札の委託をして進めてもらっているところです。
[乙委員]	よく分かりました。ありがとうございます。
[議長]	はい。よろしいですか。

質問3 指定廃棄物の件

(1) 2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は。

【回答】

(1) 特に進捗はございません。

【質疑応答】

【議長】	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。
------	------------------------------

質問4

(1) 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表一 7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の表の下に、「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。経緯、カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083 (排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年3月4日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を続けてきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があります。

これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。

参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料(抜粋)と平成22年度実績 排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果(表-8,9,10) (抜粋)を添付します。への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。7. 協定書の整理の項目を含めて、明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。

【回答】

(1) 協定に規定されている「排ガス中の重金属」につきましては、平成19年度に改正が行われ、測定の頻度と測定方法が規定されています。

カルシウム、銅、亜鉛の3項目につきましては、協定で規定されている測定方法で測定できる金属の種類には該当が無かったものの、測定方法である JIS K 0083 で測定できるものとして環境委員会に報告していたものです。

記載につきましては、令和4年度第4回の環境委員会での測定等についての協議の結果、削除することになり、測定結果の表の欄外に、経緯を記載することになったことから次のとおりの記載とさせていただきたいと思えます。

※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083 (排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。平成28年3月4日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を続けてきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等について

の協議の結果、削除することになりました。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	カルシウム、銅、亜鉛の3項目について、JIS K 0083に規定されていないのにどうして応用できるのでしょうか。
[甲委員]	今となつては、そういった記録も無かったのでなぜそうしていたのかというの、分からない状況であります。
[乙委員]	それは答えにならないと思うのですが。
[甲委員]	申し訳ございません。記録がございませんので答えることができません。
[議長]	組合側としては精一杯の回答だということで、この件につきましては、同じ回答の繰り返しでございます。
[乙委員]	そういうことを言っているのではなくて、なぜ JIS K 0083 に書いていないものを後で測れると判断したかと聞いているのですが、分かりますか。
[甲委員]	おっしゃっていることは分かるのですが、当時の話ということでその記録自体も残っていないような状況で、今現在としては、分からない状況です。
[乙委員]	それは、間違っていたということですよ。
[甲委員]	私個人的な考えといたしましては、載せるべきではないと思っております。
[乙委員]	それなのにずっと載せてきたということは、何か問題があるとおもいませんか。
[甲委員]	問題があったからこそ※印で削除した経緯を載せるものと思っていたのです。
[乙委員]	測れないものを測ってこれに載せていたというのは、非常に大きな問題ですよ。そう思いませんか。測れないものを測ったと言っているのですから。
[甲委員]	過去に測っていた委託業者に確認したところ、JIS K 0083を利用して参考に計測していたとのことでしたので、そのことを踏まえ、記載させていただいていた状況です。
[乙委員]	参考にしてというのは、何を参考にしてやるのですか。ある物質があつて物質をこうやって分析しますよと書いてあるわけですよ。それをどうやって関係のないカルシウムだとかそういうのに応用できるのですか。
[甲委員]	委託業者に確認したところ、JIS K 0083の手法で取り出した物質からある手法を使い計測していた。ある手法とは確認はしていないのですが、そのような話を伺っています。
[乙委員]	それは解釈が間違っています。
[議長]	この件については、これ以上議論しても双方平行線のままですし、今現在の組合が出来ることとしては手一杯なのですよね。 過去の組合の人達がやったことを今調査も出来ないですし、今日のところは一旦ここで止めませんか。

[乙委員]	そういうことではなくて、ちゃんとすべきです。いつもそうやって先延ばしにする。実際、今判断出来ることじゃないですか。間違っているか、間違っていなかったのか。
[議長]	今現在の組合側としては、間違っただとは言えませんよね。
[甲委員]	そうですね。間違っていなかったとは思いますが。 どのような理由で間違っていなかったかと言う事が確認出来るかという と、分からないのです。
[乙委員]	それは、言っていることが意味不明です。
[議長]	自分たちで決断出来なかったことを、過去に遡って決断出来ないから、これ以上何も言えないということですよ。 今回につきましては日を改めてでもいいので、組合とじっくりと話し合ってもらいたいと思います。私も議長でありながら住民側代表として意見を言ってしまうと、これだけ顔ぶれが集まっている中で毎回同じことを議論するのは非常に時間の無駄かなと思います。
[乙委員]	無駄ではないです。
[議長]	聞きたければ、直接話聞いてもいいですよ。 よろしいですね。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	そういうのは、同意を取るとかではないですよ。議長のやり方が、間違っています。そんなことをする必要は何もないです。
[議長]	ではこの後、質問5になります。

質問5 住宅宿泊事業者(民泊)の件

「a)構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか(印西市が4月22日に「民泊サービスお考えの皆様へ」を掲出したことは確認している)

【回答】

a)千葉県ホームページ等により把握しております。

また、白井市は、千葉県がまとめている施設一覧(R6. 11. 30 時点)により市内に届出受理施設が1件あることを確認しました。

b)住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により処理するようお知らせしています。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。
------	------------------------------

質問6 会議録の作成のさらなる効率化を求めてほしい。

従来と比較すると、改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。改善策としてワードの利用を採用しているが、より効率化を希望するものである。

【回答】

昨年度中の委託による会議録の作成は、ホームページの掲載まで8週間程度かかっていましたが、ワードの文字起こし機能を利用し、5週間程度に短縮しました。

第3回の会議録につきましては、印西クリーンセンターの火災の影響で、遅れての送付になってしまいましたが、現在、これが一番早いものと考えています。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。
------	------------------------------

質問7 個人情報の漏洩の件

組合のホームページの「個人情報の漏洩について」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/R6-0912.iinkai-kozinzyouhou-rouei-.html>)は掲出がされなくなった。対応を行ったものは差替えられているが注意書きがなく、不安である。わかりやすく表示していただきたい。

【回答】

組合のホームページの「個人情報の漏洩について」は掲出されていないことを確認しました。再掲出または委員会だよりの環境委員会報告の欄外において、注意書き等で対応させていただきたいと考えています。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。
[乙委員]	いつ頃されるのですか。
[甲委員]	なるべく早めに対応させて頂こうと思っております。
[議長]	なるべく早めにとというのは、何時ですか。もう年度末ですよ。
[甲委員]	それまでにはやっていきたいと思えます。
[議長]	それでは、3月末までにということによろしいですね。次に行きます。

質問8

次期中間処理施設整備事業の「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」を示されたい。
次期中間処理施設整備事業において、厚生省水道環境部環境政策課から平成12年3月に発出された「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」が公開されていないと思われるので示されたい。

【回 答】

次期中間処理施設整備事業の費用対効果分析については、次期中間処理施設整備事業の採択時の平成29年度に行っております。

分析結果の公表については、遅くなりましたが、今後、ホームページで公開したいと考えています。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	平成29年度に行っていたということで、なぜその時に公表しないのですか。今は令和7年ですよ。過去のこととしても大分時間が経過しているのですがなぜ今なのですか。
[甲委員]	平成29年度当時のことなので、そこまでは確認しておりません。おそらく掲載漏れだと思われそうです。
[乙委員]	分析の結果というのは、当然平成29年度のですよね。それすぐに公開できるのですよね。
[甲委員]	はい。平成29年度に出来ておりますので、早めに公開したいと考えております。
[乙委員]	平成29年度の時と、令和6年度の時とでは、それなりに差があると思うのですよ。組合はいつも環境影響評価とかだと新しいものが出来たら新しいものでということですが、その内容の反映は今回の平成29年度に出来たものに対してもやらないのですか。
[甲委員]	平成29年度に作成した費用対効果につきましては、最新のものにすることが必要なのかということ、今後千葉県と確認していきたいと考えています。
[議 長]	先程の回答で、その旨も申して頂きたかったです。 確かに10年近く経過してしまっていますので、その間に新しい業者が選定されたりしますので、そこは千葉県と確認して、早急に公開するようによろしくお願いします。
[甲委員]	はい。
[議 長]	はい。次に行きます。

質問9 協定書の整理について

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。

今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない。

組合の管理者が藤代健吾 印西市長(令和6年8月6日現在)に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか。

レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。に対する回答は真摯さが感じられない。きちんと整理して、説明すべきと思う。

【回 答】

協定書の改正につきましては、条例等の改正手法と同じ手法を取っていることから、改正前の内容につきましては、確認できないものとなっています。第2回の委員会でお渡ししているものが、改正を含めた協定となりますので、資料から全貌を理解していただければと思います。

また、管理者への組合の業務等のレクチャーに使用した資料ですが、今年度第1回の委員会に皆様に配付させていただいております組合概要と環境委員会の協定書となりますので、既に皆様のお手元にお渡ししているものを、管理者へのレクチャーの際の資料としています。

【質疑応答】

【議 長】	説明が終わりました。質疑はございますか。
【乙委員】	やはり協定書は、きちんと、変わったら改訂すべきです。それは、当然なことだと思います。組合が色々な業者に発注するときに、改訂があったら反映されますよね。入札とかそれだけではないですけど、契約を結んだ場合に内容が変わったら改訂されますよね。それをちゃんとやって欲しいと言うだけです。
【甲委員】	こちらとしては、それを行っているものと判断しております。 ただ行った経緯は表しておりませんが、今の協定書が今の最新のものというところで、我々も事務を行っております。
【議 長】	改正されている部分を我々住民に提示しているということですよ。元協定書は、いじっていないので、追加としてということですね。 他の住民側委員の方がいかがでしょうか。 組合側としては、何もやっていないわけではなくて追加という形で変更点を我々に示してくださっていると。一部の住民側委員からは、元協定書、初期の協定書から変えるべきではないかと、おっしゃっているのですが。
【乙委員】	元協定書というのは、ちゃんと組合の方で持っていて、それを他の人が見たらそれを協定書だと思うのですよ。
【議 長】	追加した部分をホームページに載せることはできないのですか。
【甲委員】	改正の内容ですね。可能かとは思いますが、以前皆さんにお渡ししている資料、それをPDF化して載せるような作業、そういった手法になりますがそれであれば可能かと思います。
【議 長】	日を改めて、私とすり合わせしましょう。 次行きましょう。

質問 10 2024年12月27日の火災に関して

- (1) 組合のホームページの「緊急時対応マニュアル(平成27年9月)」に基づく詳細な状況説明をお願いしたい。
- (2) 手続き等の進捗状況はいかがか。
- (3) 粗大ごみの電話受付の再開に関して栄町では2025年1月31日9時00分配信で2月3日(月曜日)となっていたが、それ以外の市はもっと遅かったのはいかなる理由か。

【回 答】

- (1) 緊急時対応マニュアルに基づく環境委員会への報告につきましては、配布資料確認の前に事務局より火災に関する報告をさせていただきましたので、そちらで状況説明とさせていただきます。
- (2) 緊急時対応マニュアルに基づく手続き等の進捗につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律での報告につきましては県に問い合わせたところ不要という回答でした。また、労働安全衛生法の報告は委託事業者により現在手続き中、電気事業法の報告は、発電設備に損傷等が発生した場合で、今回、特に被害が無かったことから不要ということでした。マニュアルに基づく報告で組合が行うものにつきましては無いものとなっています。
- (3) 栄町は、独自で収集運搬を行っていますが、委託業者が収集した粗大ごみがある程度保管できること等により、委託業者との調整により2月3日から収集を行うこととなりました。
- 印西市、白井市の粗大ごみ全般につきましては、組合の粗大ごみ仮置場の利用が必要であったことから、粗大ごみの処理委託による処理の再開を待つこととなりました。
- 印西市では、民間事業者への委託により、引越しに伴う粗大ごみの自己搬入による処理を、2月3日より行っております。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。 先程の事務局の説明については、いかがでしょうか。
[乙委員]	緊急時対応マニュアルは、本当に役に立ちましたか。
[甲委員]	緊急時対応マニュアルも、皆さんに、第1回会議が始まる前にお渡ししているところでございまして、その中の火災に該当するところがあります。フローチャートで示してありまして、概ねこの通りに手続きを取って役に立っているものと判断しております。
[乙委員]	それは良かったことだと思いますけど、消火するために使った薬剤というのは水ですか。教えてください。
[甲委員]	消火につきましては、消防署が近いので消防の方で対応致しましたが、見ていたところ水をかけていたものと、認識しています。
[乙委員]	消火する際に、リチウムイオン電池が火災の原因だと推測しているとお書いてあるのですが、それだったらリチウムイオン電池に水をかけるのは、かなり危険なのではないかなと思うのですが、その辺は問題無いのでしょうか。
[甲委員]	まず炎が出て発生した消火ですので、原因は後で、リチウムイオン電池である恐れがあると。 まだ消防の方からは正式に回答は得られていない状況です。初期消火の際は、原因がリチウムイオン電池であると判断が付かない状況で、水での消火になったと思っております。
[乙委員]	それで消火を始めておおよそ夕方5時になった頃に鎮火したと、書いてあるのですが、その間、消火した場所の所にかかなり大量の水を掛けたと思うのですが、排水はどうなっているのですか。

[甲委員]	排水につきましては、工場の再利用水で外に出さずに焼却という形で燃やしていると工場から確認しております。
[乙委員]	消火に使用した水のことを聞いているのですが。
[甲委員]	消火に使用した水に関しましては建物の下に溜まっていますので、それは排水という形で外に出せないの、工場の中でその水を使って焼却という形で、ごみと一緒に混ぜて燃やしております。
[乙委員]	そうすると、火災の原因となったと推測されているリチウムイオン電池とかそういうところでいろんな物質が混ざってしまっているわけですよね。それは、安全性の確認はされているのですか。
[甲委員]	危険な物やそういったものを取除き、水については排水していますので、消火後に危ないものは全部除去していると判断します。
[乙委員]	消火に使った水を、再利用水にしているといいますが、いろんな物質が混ざっている可能性があるのに使っているという説明ですよね。それは危険ではありませんか。
[甲委員]	ごみの処理という形で危険な物やそういったものを取除き、基本的には排水処理を建物内で行っております。 その排水というのは下水処理するのではなく、再利用水として問題ないかたちで処理しています。
[乙委員]	問題がないとどういうふうに確認したのですか。いつもの通りとは違う水ですよね。
[甲委員]	水につきましては、消火栓の水及び消防車が持ってきた水ですので、同じ水となります。排水について、燃えている電池等をその場で消していますので、電池の成分が入っているのではないかというのは、何とも言えない状況です。
[乙委員]	そういう時は、本当にそのまま水を使っているのですか。何度も聞くようですけど、危なくないという判断をする理由は何ですか。
[甲委員]	工場内の排水について、排水ルートというかたちで再利用水として使っております。 今回の件では、施設の中で使われた水です。施設内の排水ルートがありますので、排水ルートで処理をして、ピットの中で可燃物と混ぜて、それが通常雨が降って建物内に入った場合でも同じルートなので、問題ない排水処理と思っております。
[議長]	回答できる範囲としては、ここまでですね。
[甲委員]	はい。
[議長]	次に行きましょう。

質問 1 1

「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表-2) ①排出ガス測定の区分水銀(Hg)の定量下限値がガス状0.11粒子状0.0011合計0.11と表示されているのは、いかなる理由か。数字の根拠を示されたい。」という質問に対する回答は、根拠になりうるものではなく、正しい根拠を示されたい。

【回 答】

ガス状0.11粒子状0.0011合計0.11と表示されている根拠につきましては、環境省告示第94号「排ガス中の水銀測定法」の第5水銀等の濃度の算出に記載されている、エ.濃度の表示における数値の取扱いによるものとなります。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	ここで聞いているのは、そういうことではなくて、0.11という数値はただの例示でしかないと思うのですよ。例として示されたもので、絶対これにならなければいけないというものではないのですよ。 この間見せてもらった時は、こういう例がありますと例として示されたことであって、必ずこれにならなければいけないと書いてあるものではないですとお話ししたのではないですか。ここの所は、0.11という数値は何なのですか。 例示の数値これをもって絶対だというのは間違っていますよということを聞いているのですよ。
[甲委員]	こちら環境省で出されている「水銀大気排出規制に関する主な質疑応答（令和5年7月に更新）」というものがございまして、その中の問5の33というところで、“水銀の検出下限と定量下限の目安を教えてください”というQ&Aに対して水銀に関する水俣条約踏まえた水銀大気排出対策の実施について環境省の答申であるのですが、その中の別紙、「排ガス中の水銀測定方法の参考3制度評価について記載されている検出下限及び定量下限”を参考としてください」というような回答となっています。その中にガス状水銀及び粒子状水銀の検出下限及び定量下限というものがあまして、その中で定量下限値0.11ガス状水銀の定量下限は0.11粒子状水銀の定量下限は0.0011と記載されているところがございます。この辺を参考にしたものではないかと思われます。
[乙委員]	あくまでも“目安にしてください”と言っているから、違うのではないですか。
[甲委員]	こちら参考にさせて頂いている数値かと思われます。
[議 長]	組合の回答はそのようなことなので、これはこれで終わりにします。次に進みます。

質問12 次期中間処理施設整備事業で。

- (1) 印西都市計画ごみ焼却場の変更に係る案の縦覧は終了したが、その後の進捗状況は。
- (2) 環境影響評価の縦覧が終了したが、その後の進捗状況は。

【回 答】

- (1) 印西都市計画変更に伴う手続きについては、令和6年10月1日の告示及び変更図書の縦覧により手続きが完了し、令和7年度からの建設工事に向け、建築確認申請等の手続を進めています。

(2) 環境影響評価につきましては、評価書の縦覧が完了し、現在、工事中の環境の状態など把握するため調査を行っています。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。
------	------------------------------

質問 1 3

事業系一般廃棄物処理手数料の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg(消費税込み・10kg 未満の場合270円)消費税込みから310円/10kg+消費税に変更されるとのこと。減量効果は見られたか。

【回答】

事業系一般廃棄物処理手数料を令和6年10月1日から改定しており、1月末までの昨年度との比較では、令和5年度実績4,621t に対し、令和6年度では、10月、11月に増加したものの11月、12月は減少に転じたことにより実績4,420t と、料金改正の影響であるかは不明ですが、約201t の減量となっています。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。
------	------------------------------

質問 1 4 放射性物質

組合のホームページの「印西クリーンセンターにおける放射線量・放射エネルギーの測定結果」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/23-01-houshanou-2-.html>)に掲載されている焼却灰放射エネルギー測定結果(主灰・飛灰)、の測定結果への質問への回答で、誤りを認め、ホームページの表記が訂正されたけれども、令和3年から令和5年の訂正が抜けているのは、いかなる理由か。

組合のホームページの「環境委員会だより」の「印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書で、令和3年度、令和4年度、令和5年度の3年度分が掲出されているが、データは訂正されているのでしょうか。

【回答】 放射性物質

組合ホームページのデータを訂正しております。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。 訂正済みということですね。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	訂正したところを明確にその場所がわかるようにして下さい。
[甲委員]	訂正した内容を変更前、変更後と提示して説明しております。

[議 長]	我々もホームページを見れば分かるのですね。
[甲委員]	はい。
[議 長]	はい。変更前、変更後と掲示してあるということです。 次に行きましょう。

質問 1 5

表-2) ②排出ガス測定(ダイオキシン類)の [2.焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値]の3号炉の測定値「0」は正しいのか。という質問に対する回答は、新たな表記にするという提案であり、そうすべきであると思うので、速やかに対応をお願いしたい。

【回 答】

事前配布資料では「0」の表記となっておりますが、本日お渡ししている資料の記載につきましては、「0」の表記を「検出下限未満」としてお渡ししております。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。
-------	------------------------------

質問 1 6 表-1)令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

- (1) 配布された令和6年10月分の2号炉、令和6年9月分の1号炉の焼却日が「一般廃棄物処理施設維持管理記録」と異なるのはなぜ?
- (2) 令和6年10月分の2号炉は故障か、不具合があったか。という質問に対する回答があったが、説明を求めなければ回答しないという姿勢は問題である。当初から記載すべきであると思われる。

【回 答】

- (1) 表-1)令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況で配布された令和6年10月分の2号炉、令和6年9月分の1号炉の焼却日が「一般廃棄物処理施設維持管理記録」と異なるのはなぜ。についてですが、令和6年10月分の2号炉と令和6年9月分の1号炉ですが、炉を加熱するだけの1日を含めてしまいました。申し訳ございません。当日資料で訂正させていただきます。
- (2) 令和6年10月の2号炉の焼却日に休炉日(10月12日～10月14日)があるのは、故障等ではなく、11月の設備点検に向けたごみピットのごみ量調整のため、10月11日一時埋火、10月14日再立ち上げを実施したことによるものとなります。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	私たちに出す時に、ここの所はこうなっていると、ここでわざわざ、場所を使って出すのではなくて初めから分かるように書いておいて欲しいと思います。そのほうが親切ですよ。そちらが書いて出すだけで説明しないでいいと思うのですが。そのほうが効果的だと思うのですが。ご検討いただきたいと思うのですが。

[甲委員]	はい。ありがとうございます。そのようにさせていただきますと思います。
[議長]	回答の仕方ですね。
[甲委員]	事前に直したのもありますので。
[議長]	はい。次行きます。

質問17 表-2) ①排出ガス測定 of 測定値に関して

- (1) 2号炉の2024年12月5日の測定値は31であるが、正しいのか。
(2) 1号炉の2024年4月24日の測定値がNDとなっているが、正しいのか。

【回答】

- (1) 排出ガスの測定を業務委託により実施していますが、受託者からの測定結果について、12月5日の測定では31という測定値で報告されています。
(2) 4月24日の測定値につきましては、受託者からの測定結果が定量下限値未満の報告であったことから、NDとさせていただきます。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	31という数値はとても大きいのですが、どうしてですか。
[甲委員]	通常不燃ごみの方は、破袋して中にどんなものが入っているかというのを、確認できるのですが、可燃ごみのピットに入ったものは確認できなくて、一応啓発は日頃行っているのですが、もしかするとその中に水銀の入った体温計が混入されてしまったのかと想像するのですが、そのようなことがあります。以上です。
[乙委員]	それとですね。4月24日の測定値につきましてNDとなっているのですが。
[甲委員]	7ページでございます。
[乙委員]	7ページの所にNDと書いてあるのだけど、私からしたら、31ページの所で、枠で括弧してあるところで4月24日0.06と書いてあるところがあるのですよ。NDと0.06は同じですか。第三者機関による測定結果と書いてあってどうなのですか。
[甲委員]	どちらも正しいです。組合のルールとしまして、定量下限値未満はNDという標記となることから、0.06を定量下限値未満という事でNDと表記させていただきます。
[乙委員]	もしそうするならやめてほしいです。NDというのは人によって解釈は違うけど、無いというふうを受け止められて、0で無いと受け止めることが多いと思います。片方に数値が0.06と書いてあって片方はNDと書いてある。やはりいけないことだと思います。 0.06と書いてあるのだとしたら、0.06と書いてほしいなと思います。それか注釈でこれは、最低下限値以下ですよとそういうのが、あるのだったら、注釈をちゃんとすべきではないかなと思うのですが。

[甲委員]	分かりました。注釈で詳しく書かせて頂こうと思います。あくまでも環境委員会で出されるものについては、定量下限値未満であるという数字と言う事で報告の中ではNDとさせていただきます。
[乙委員]	だからちゃんと分かるようにしてほしいという事です。
[甲委員]	わかりました。
[議長]	分かるように注釈を入れるなどしてください。 以上で、終わりました。 その他、ご異議等がございましたらお願いします。よろしいですか。

【その他質疑応答について】

[乙委員]	先程から、火災の原因はリチウムイオン電池と推測されていると言っているのですが、何か証拠があって言っているのか全然わかりません。
[甲委員]	火災のあった12月27日、鎮火しまして翌28日、29日、それぞれ2日間かけて火災の原因火災の状況、こちら消防署立会のもと実施しました。 その中で燃焼が一番激しかった所にリチウムイオン電池の燃えているものがあったというようなことで、まだ決定ではございません。 あくまでも懸念として、一番火災の激しい所に、実際にそのようなものが回収されたということで、消防署からは正式発表ではなくて、可能性が高いというようなことをおっしゃられましたので、今回私どもの方でもその可能性が高いということで、実際にはこれから消防署のほうから、正式見解が今後出てくるというようなことで認識しています。よろしくお願ひいたします。
[乙委員]	それは、46ページの事で言ったら、どこに推測されるものが入っているのですか。
[甲委員]	場所につきましては、46ページの左下の下段にバケツのような2つ赤く塗られたところがあります。そこは磁性物ヤードと言って金属が集まる場所となります。その上が非常に激しく燃えていました。激しく燃えたものをホッパーというものを開けて落として消火をしております。 消防署より、落とされたものを確認している中で、激しく燃えているものが、リチウムイオン電池であり、火災の原因の可能性が高いという説明がその磁性物ヤードの下で、ものを確認しながら説明がありました。
[乙委員]	ある個人か特定の業者が、まとまって捨てたのでしょうか。
[甲委員]	不燃物として出されたものの中に、例えば、おもちゃの中に入っている電池等が考えられます。私たちが使っているものの中には、今リチウムイオン電池というのが非常に多く使われています。ワイヤレスイヤホン、電動髭剃り等、そういったものに含まれている状況となります。
[乙委員]	消防署の見解はいつ出るのですか。
[甲委員]	はっきり私どもの方で消防署からいつ出るというのは、申し上げられないのですが、それ相応の時間はかかるかと思ひます。
[乙委員]	家庭用の一般ごみは、全く影響無かったということではよろしいですか。
[甲委員]	確かに多少の火は入りましたが、そこはすぐ消火が出来ました。影響が無いので直ぐ復旧が出来たということになりますので、現状で焼却してい

	る所に影響があるかという、影響は無い状況になります。
[乙委員]	ピットの所まで火が入ったと言っている人もいますが、それはどうですか。
[甲委員]	はい。多少火が入ったのは事実です。 ただ、凄くそこで燃えて影響がでたかという、そういう事ではないので、多少火が入ってもすぐ消火が出来てということですので、すぐに復活出来ました。
[乙委員]	ピットの部分について、消火するための薬剤は当然使われたのですよね。それは、なんですか。
[甲委員]	それは、先ほど説明したとおり水です。消火栓を使用しての消火になりますので、普通の水を使用しての消火活動になります。特殊な薬剤を使用したり、泡の消火器を使用したりそういうものではございません。
[議長]	はい。ありがとうございます。 よろしいですか。[「はい」と呼ぶ者あり] 本件につきましては、今後も、今お話しありましたが、いろいろ身の回りでリチウムイオン電池を使用していますので、二度とこういうことが起こらないようにしないといけないのですが、起こらない可能性が無いとは言い切れないので、住民がしっかり廃棄方法を学んでということになりますね。 以上で議事進行を終了いたします。皆さんご協力ありがとうございました。進行を事務局に戻します。

[事務局] それでは、以上をもちまして、令和6年度第4回環境委員会を閉会いたします。
令和6年度中は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございました。

令和7年 3月26日

議長



甲委員

伊藤 隆 章 

乙委員

